

旭川市東旭川農村環境改善センターの  
指定管理者制度導入に向けたサウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和3年9月

旭川市市民生活部市民活動課

## 目 次

1	調査の名称	P1
2	調査の趣旨	P1
3	調査対象施設の概要	P1
4	懸案事項	P2
5	基本条件	P3
6	調査項目	P3
7	調査の実施について	P4
8	その他	P6
9	問合せ及び連絡先	P7

### 【様式】

- ・ 現地見学会・説明会参加申込書（様式1）
- ・ 参加シート（様式2）
- ・ 対話シート（様式3）
- ・ 質問票（様式4）

### 【資料】

- ・ 配置図兼平面図
- ・ 施設概要
- ・ 旭川市農村地域センター条例
- ・ 旭川市農村地域センター条例施行規則
- ・ 旭川市農村地域センター施設運営基準

## 1 調査の名称

旭川市東旭川農村環境改善センターの指定管理者制度導入に向けたサウンディング型市場調査（以下「調査」という。）

## 2 調査の趣旨

旭川市東旭川農村環境改善センター（以下「調査対象施設」という。）は、近年老朽化が進み、施設の維持管理費の確保が課題となっていること、また、比較的緩やかながら利用者の減少が見られるため、施設の魅力を向上させ、利用率の向上につなげる必要があることなど、複数の課題を抱えています。

本市では、「行財政改革推進プログラム2020」を策定し、持続可能な財政運営と行政サービス維持のため、民間活力を活用して、施設等のサービスの向上と効率的な管理運営体制の構築ができないか検討を進めており、この流れの中で、調査対象施設は、喫緊の課題として指定管理者制度による管理運営への移行を検討することとしております。

なお、本市は指定管理者制度の施行以来、複数の施設について当該制度による管理運営に移行しており、サービスを維持しながら経費の縮減を達成するなど一定の成果を得ておりますが、調査対象施設は、公民館を併設する複合施設の一部であり、市内において同種施設における指定管理者制度への移行は1例に留まっております。複合施設という性質から、効率性に鑑み両施設の一体的な管理運営を行う必要性が考えられますが、他種の施設同様の移行成果を期待するには、その課題や解決手法について、具体的な検討が必要と考えているところです。

このことを踏まえ、まずは、調査に参加される団体（以下「参加団体」という。）との対話を通して、施設の維持管理費の確保、施設の魅力及び利便性の向上を図ることができる、実現性の高いアイデアやノウハウを提案いただくとともに、その実現に向けた課題等を把握することにより、指定管理者制度等導入に係る各種条件を整備することを目的として、調査を実施します。

## 3 調査対象施設の概要

### (1) 名称

旭川市東旭川農村環境改善センター

### (2) 設置目的

農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資するため（旭川市農村地域センター条例）

### (3) 特色

旭川市農村地域センター条例に規定される農村地域センターであり、貸室のほか、自家消費用に農産物の加工を体験できる機能を備えていることが特色として挙げられ

ます。

また、社会教育法に規定される公民館である東旭川公民館が併設されております。  
(公民館設置目的：市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、  
学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、  
情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること(社会教育法))

(4) 所在地

旭川市東旭川町上兵村544-2

(5) 敷地面積

15,337.74㎡(東旭川公民館と共有)

(6) 延床面積

1,152.03㎡(調査対象施設分。全体では1,930.66㎡)

(7) 竣工年月

平成2年11月

(8) 設備等

和室(89.16㎡)

洋室(49.08㎡)

多目的ホール(548.70㎡)

調理実習室(89.55㎡)

(農産加工機器使用の際は、室料ではなく、加工量に応じた設備使用料を徴収する。)  
催物広場(1,200㎡程度)(玄関前の広場。近年利用実績がありません。)

(9) 利用状況 別紙「施設管理の概況」参照

(10) その他

ア 屋外敷地に本市の歴史的資料として路面電車を展示しており、その管理が必要であること。

イ 受電設備が設置されており、その管理が必要であること。

ウ 避難所の指定を受けており、災害に際し、開設の決定があったときには、開所が必要であること(運営は、別途派遣される市職員が実施する。負担については、別途協議とする。)

#### 4 懸案事項

(1) 東旭川公民館との一体的な運営

現状においても、調査対象施設長は、東旭川公民館長と兼任となっているなど、東旭川公民館と調査対象施設の管理は一体で行われており、その他職員も含めて両施設の業務を併せて行っている実状があります。

設置目的の異なる(3-(2)、3-(3)参照)調査対象施設と東旭川公民館への指定管理者制度導入に係る各種要件の充足方法及び相乗効果について御検討ください。

※公民館の詳細な条件については「旭川市公民館の運営に向けたサウンディング型市場調査実施要領」を御参照ください。

(2) 利用者数の漸減

貸室利用は、併設の公民館を含めた公民館の登録者による定期的なサークル活動、及び公民館事業などによる安定的な利用の割合が高いものの、全体としてやや減少傾向にあります。また、農産加工についても、利用者の減少傾向が見られますが、こちらは、従前利用者に原料である農産品の入手が容易な農業関係者の割合が高いことから、農業者の高齢化・減少に伴って利用が減少しているものと考えております。調査対象施設の設置目的には、農村地域の活動の支援のほか、農村と都市の交流や農業振興が挙げられており、非農業者・都市部利用者など農産加工の新たな利用者層の開拓が期待されます。

(3) 設備の更新等

法令により PCB の処分期限が定められていることから、受電設備（変圧器）に低濃度 PCB が含有されているかどうかの調査と、含有があった場合の令和 8 年度までの処分が必要となっております。施設開設から受電設備の更新を行っていないため、今後の更新と併せて検討することとなります。

法令によらない建物等の計画的修繕はその実績に乏しく、不具合発生の都度予算要求し、認められたものから対応している状況です。

## 5 基本条件

(1) 管理運営について

ア 東旭川公民館との一体的な運営

東旭川公民館が併設されており、両施設は、正面出入口やロビー等のほか、様々な設備を共用しております。「4 懸案事項」においてもお示ししたとおりですが、両施設の管理運営につきましては、一体で行うことを御検討ください。

イ 専門人員の確保

農産品の加工体験の指導を行うことが可能な人材を配置してください。

(2) 留意事項

ア 旭川市農村地域センター条例及び同条例施行規則、旭川市農村地域センター施設運営基準を遵守してください。

イ 施設利用者（運営者ではありません）は営利を目的とした利用は行えません（旭川市農村地域センター施設運営基準）。

## 6 調査項目

次の項目について、御意見・御提案をお聞かせください。

(1) 施設全体について

- ア 調査対象施設を利用して行う事業の概要・始期
- イ 施設の魅力や利便性，及び利用率の向上に繋がる要素（具体例の提示をお願いします。）
- ウ 職員・専門人員確保の手法
- エ 事業実施に当たっての課題，対策，市に対する要望
- (2) 市民サービスの向上について
  - ア 利便性を向上させる取組（具体例の提示をお願いします。）
  - イ 市の他施設と連携した取組
- (3) 効果的・効率的な管理運営手法
  - ア 経費縮減，歳入確保のための効果的な取組
  - イ 地元事業者の活用，地域との連携，地域への貢献手法
  - ウ その他効果的・効率的な管理運営手法の提案
- (4) 指定管理者の指定手法について
  - 施設の管理運営への参画意欲やニーズ

## 7 調査の実施について

### (1) スケジュール

①実施要領の公表・配布	令和3年9月13日（月）～11月5日（金）
②現地見学会・説明会への参加申込み	令和3年9月13日（月）～9月29日（水）
③質問の提出	令和3年9月13日（月）～10月27日（水）
④現地見学会の開催	令和3年10月5日（火）
⑤説明会の開催	令和3年10月8日（金）予定
⑥調査への参加申込み	令和3年10月18日（月）～11月5日（金）
⑦調査の実施	令和3年11月15日（月）～11月29日（月）
⑧実施結果概要の公表	令和4年1月

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により，スケジュールの変更，中止，またオンライン方式による調査の実施等を検討する場合がありますので，あらかじめ御了承ください。

### (2) 調査の流れ

#### ア 実施要領公表・配布

実施要領，様式及び資料を本市ホームページにて公表します。紙での配布を希望する場合は，令和3年11月5日（金）まで（土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで）に「9 問合せ及び連絡先」へ連絡してください。

#### イ 現地見学会・説明会への参加申込み

調査への参加団体向けの現地見学会及び説明会を実施します。現地見学会の内容は主に土地・建物等の状況確認に関する事，説明会の内容は主に調査の実施方法

に関することを予定しています。なお、現地見学会・説明会に参加しなくとも、調査に参加することは可能です。

【受付期間】 令和3年9月13日（月）～9月29日（水）午後5時

【申込方法】 「現地見学会・説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、現地見学会・説明会の御案内を電子メールにて送付します。

【提出先】 [shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp](mailto:shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp)

※件名は「旭川市東旭川農村環境改善センターの指定管理者制度導入に向けたサウンディング型市場調査【現地見学会・説明会参加申込み】」としてください。

#### ウ 質問の提出

調査に関する質問がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

【受付期間】 令和3年9月13日（月）～10月27日（水）午後5時

【提出方法】 「質問票（様式4）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受付した質問には電子メールで個別に回答します。（調査の趣旨と関係のない質問など、内容により回答できない場合があります。）また、質問事項及び回答は原則として本市ホームページにて公表します。質問者の名称は非公表とします。

【提出先】 [shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp](mailto:shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp)

※件名は「旭川市東旭川農村環境改善センターの指定管理者制度導入に向けたサウンディング型市場調査【質問】」としてください。

#### エ 現地見学会の開催 ※ 現地集合

日時：令和3年10月5日（火） 10時～11時

#### オ 説明会の開催

日時：令和3年10月8日（金）予定

場所：未定

説明会への参加申込のあった団体には、決定後、別途時間・場所を通知します。

#### カ 調査への参加申込み

調査への参加を希望する場合は、次のとおりお申込みください。

【受付期間】 令和3年10月18日（月）～11月5日（金）午後5時

【申込方法】 「参加シート（様式2）」及び「対話シート（様式3）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、調査実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。（都合により希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。）

【提出先】 [shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp](mailto:shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp)

※電子メールの件名は「旭川市東旭川農村環境改善センターの指定管理者制度導入に向けたサウンディング型市場調査【対話参加申込み】」としてください。

#### キ 調査の実施

申込みのあった参加団体との間で、団体ごとに 30~60 分を目安に、個別に調査（対話）を実施します。活発な対話を実現するため、施設側、参加団体ともに参加者は 4 人程度を想定しています。特に資料は求めませんが、説明の補足に必要な場合は、当日お持ちください。

#### ク 実施結果概要の公表

調査の実施結果は、概要を本市ホームページで公表します。公表に当たっては、参加団体のアイデア及びノウハウの保護に配慮するとともに、事前に参加団体に内容を確認します。なお、参加団体の名称は非公表とします。

### 8 その他

#### (1) 調査の参加条件

調査の参加団体は、事業の実施主体となる意向を有する任意の団体、法人又は法人のグループとします。参加団体の規模や営利非営利は問いません。なお、参加団体又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されている者

イ 参加申込書提出時点で、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の者

エ 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者

オ 国税及び地方税について滞納がある者

#### (2) 対話の不実施

提出された対話シートの内容が調査の趣旨から逸脱していると考えられる場合は、調査（対話）を実施しない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### (3) 参加の取扱い

調査は、現在、市が直営により運営している調査対象施設の指定管理者制度の導入を検討するために実施するものであり、指定管理者制度導入を確約するものではありません。

また、指定管理者選定の指定手法は現時点で未定であり、指定管理者の指定に際し、調査の参加実績のある者を優位とする予定はありません。

#### (4) 調査に関する費用

調査の参加に要する費用（書類作成、説明会及び現地見学会、調査参加に要する旅費等）は参加団体の負担とします。

(5) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会を含みます。）を行うことがあります。その際は御  
協力をお願いします。

**9 問合せ及び連絡先**

旭川市市民生活部市民活動課

電子メールアドレス [shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp](mailto:shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp)

電話番号 (0166) 25-6012

住 所 〒070-8525

旭川市6条通9丁目46番地